

吹田民主商工会

# いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1  
 TEL (06) 63383-2211  
 FAX (06) 63802-8190  
<http://www.suita-minsyou.com>  
 main@suita-minsyou.com

## 抜け出せない「一時支援金」「不備ループ」

### 一刻も早く支給を

今年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売り上げが50%以上減少した場合個人で30万円支給される一時支援金。この制度を申請した運送業の方からこんな相談が寄せられました。

今年3月の売上が50%以上減少したので4月に申請しましたが、8月になった今も「あれを出せ」「これを出せ」と言われ今だに支給がされていません。

この方は、2件の運送業者から委託を受けて医療器具や食材などの配送をしており、当初この運送会社との関係で売上金額を証明する書類を提出していましたが、「配送先とそこでの売り上げが分かるもの」の提出を求められました。運送会社への請求書に配送先と金額を明記していたので、それを提出しました。今度は「これではダメです。売上帳を提出して下さい」となり、作成して提出。今度は「配送先の中に緊急事態宣言が発令されていない地域があるのでメーカーでしるしをするなど分かるようにして下さい」と言うものでした。メーカーで印をつけると、「今度は売上台帳を提出するように」と言われています。

この方は言われる度に対応してきましたが、もう限界あきらめたほうがいいのかなと思っている。と話されました。多くの方がこうした「不備ループ」にはまって支給がほとんど遅れています。全商連や共産党の議員とも連携をして早く支給をするようにと働きかけを強めています。

## 後期高齢者医療保険料・

### 介護保険料のコロナ特例減免

新型コロナウイルス感染症拡大によって収入が減少した場合、後期高齢者医療保険と介護保険にも収入金額の減少見込みなどを基準に特例の減免制度が定められています。申請書・必要書類などはそれぞれ違いがあります。支払いが困難な場合はご相談ください。要件については以下の通りです。

#### 介護保険料

- ① 第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により前年から10分の3以上の減少が見込まれること
- ② その減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である場合

#### 後期高齢者医療保険料

- ① 事業収入や給与収入、不動産収入、山林収入、いずれかの種類の収入の減少額が、前年に比べて10分の3以上減少する見込み（または減少している）であること
- ② 前年の所得の合計額が1千万円以下であること
- ③ 前年の収入減少が見込まれる種類の所得以外の所得の合計が400万円以下であること

## 平和を願う月 核兵器禁止条約批准を

月も変わって8月となりました。日本にとって8月は広島・長崎への原爆投下と終戦を記念する月です。今年で76年目になりました。被爆者救済をめぐる先月7月には画期的な判決が確定しました。広島原爆投下による放射性降下物を含むいわゆる「黒い雨」により健康被害を受けた住民84名を被爆者と認めた広島高裁判決が国の上告断念により確定しました。被爆から76年の年月が経ちましたが、やっと国の誤った援護対象の線引きが是正されることとなりました。政府は確定した判決に沿って速やかにすべての被爆者の救済に乗り出すべきです。

そして核兵器という非人道的な兵器は1日でも早く世界からなくさなければなりません。今年1月22日に核兵器禁止条約が発効されました。しかし唯一の核兵器被爆国である日本はこの条約を批准していません。いまこそ原爆被害の実態に向き合いこの条約を批准するべきです。私たちも平和運動を強めてこの条約を批准するよう政府に迫りましょう。

## 伝言板

### 全商連70周年記念の顕彰について

全国の民商の連合体である全国商工団体連合会（全商連）が創立70周年の記念行事として、民商運動に長年貢献していただいた方の顕彰が行われます。全商連の基準は次の通りです。吹田民商から推薦させていただきますので、該当される方はお知らせください。

#### 顕彰の対象となる方

- ① 50年以上民商に在籍している方（親子承継を含みます）
  - ② 40年以上民商に在籍している方（二代のみに限ります）
- ※ 基準日は創立記念日（8月3日）です。ただし在籍期間不足は半年程度を目安に柔軟に対応します。

### 事務所の夏季休業 および 会費等集金への協力のお願い

8月13日（金）から16日（月）まで夏季休業とさせていただきます。また夏季休業のため8月の会費・新聞代の集金は早めに訪問させていただきます。何かとご不便をおかけしますがよろしくお願ひ申し上げます。

#### 無料法律相談

8月19日（木） 13時00分 民商會館  
 相談を希望する方は必ず予約のご連絡をお願いします。

#### 月次支援金について

7月分・8月分の申請期間が公表されています。

#### 各対象月分の申請期間

4月分・5月分	6月16日～8月15日
6月分	7月1日～8月31日
7月分	8月1日～9月30日
8月分	9月1日～10月31日

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！